

経営承継円滑化法に基づく事業承継税制

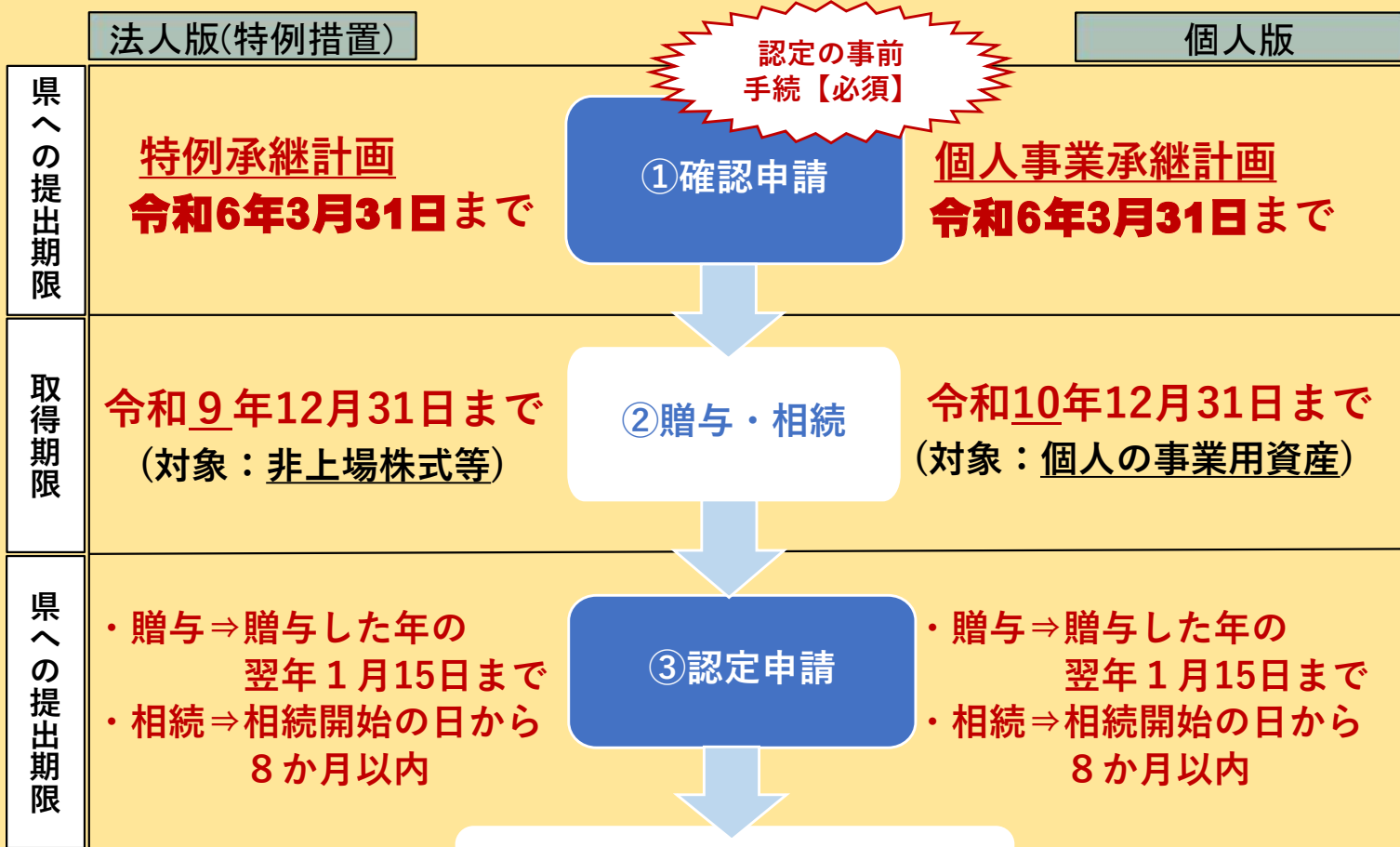
特例承継計画、個人事業承継計画の提出期限は令和6年3月31日まで!!

➤ 「事業承継税制」について

先代経営者等から後継者に対し、非上場会社の株式等を贈与・相続した際、都道府県知事の認定を受けることで、贈与税・相続税の納税猶予が可能となる制度です。

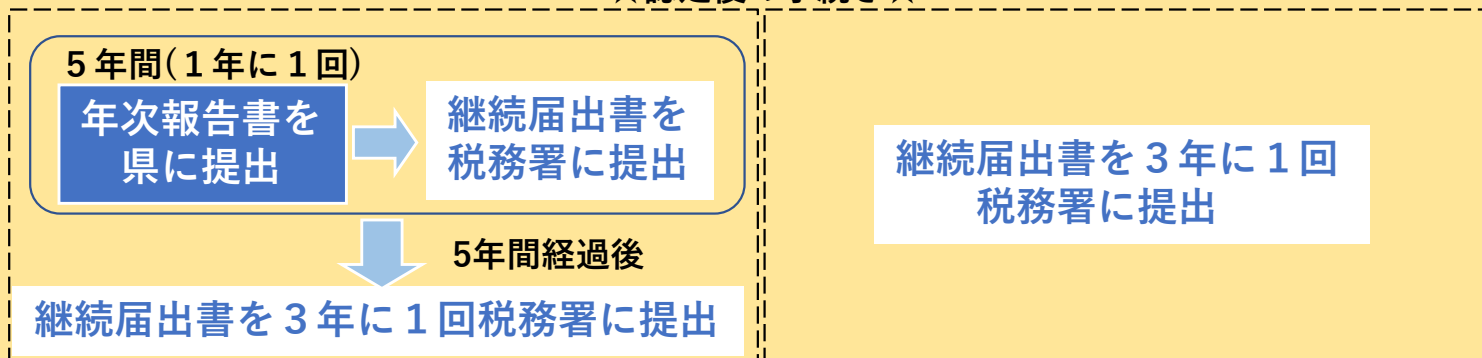
中小企業の事業承継をより一層後押しするため、平成30年度税制改正にて法人版事業承継税制(特例措置)、令和元年度改正にて個人版事業承継税制が創設されました!

<適用を受けるために必要な手続き>



④税務署へ納税猶予の手続き

★認定後の手続き★



法人版(特例措置)では、従来の法人版(一般措置)の要件を大幅に緩和!

一般措置

- 対象株式: 総株式数の最大3分の2まで
- 納税猶予割合: 贈与100%、相続80%
- 適用可能な後継者の人数: 1人
- 雇用確保要件: 平均8割の雇用維持

特例措置

- ⇒ 全株式が対象に!
- ⇒ いずれも100%に!
- ⇒ 最大3人の後継者に!
- ⇒ 実質撤廃!

※要件の詳細、個人版の要件につきましては、下記Webページをご参照ください。

<提出書類>

法人版
(特例措置)

1. 【様式21】確認申請書(特例承継計画)正本・副本(写し)の2部

※認定経営革新等支援機関による所見の記載が必要です。

2. 履歴事項全部証明書(原本)

※確認申請日(特例承継計画提出日)の前3か月以内に取得したもの。

※特例代表者がすでに代表を退任している場合で、「過去に代表者であった旨の記載」が履歴事項全部証明書にない場合は、併せてその旨の記載がある閉鎖事項全部証明書を添付してください。

3. 返信用封筒

個人版

1. 【様式21の3】確認申請書(個人事業承継計画)正本・副本(写し)の2部

※認定経営革新等支援機関による所見の記載が必要です。

2. 青色申告書、青色申告決算書その他の明細書

先代事業者の申請の直前の年の青色申告書※、その青色申告書に添付される 貸借対照表及び損益計算書その他の明細書の写しを添付してください。

※先代事業者の申請の“直前”の年の青色申告書がない場合(例えば、2月15日以前に確認申請をする等)には、申請の“前々年”の青色申告書等を添付してください。

3. 返信用封筒

<申請方法>

郵送又は持参による申請

様式は、以下のWebページをご参照ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/jigyoshokeizeisei30.html>

□ 検索サイトにて「愛知県 事業承継税制」で検索



愛知県 事業承継税制



<申請・問合せ先>

愛知県 経済産業局 中小企業部 中小企業金融課 経営支援・調整グループ

住所 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6332

メール zeisei-kinyu@pref.aichi.lg.jp